

○備前市飲料水供給施設給水条例

平成17年3月22日

条例第216号

改正 平成19年10月1日条例第38号

平成25年12月20日条例第43号

令和元年6月28日条例第42号

(趣旨)

第1条 この条例は、備前市飲料水供給施設(以下「施設」という。)の給水について、料金及び給水装置工事費用負担その他供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

(給水区域)

第2条 この施設の給水区域は、備前市飲料水供給施設設置条例(平成17年備前市条例第215号)第3条の定めるところによる。

(負担金)

第3条 鴻島飲料水供給施設の給水装置の新設又は改造に係る負担金は、別表第1に規定する負担金に100分の110を乗じて得た額とする。

(料金)

第4条 料金は、備前市水道事業給水条例(平成17年備前市条例第211号)第31条及び第32条の規定を準用する。ただし、鴻島飲料水供給施設の利用者で市内に住所を有しないものに対する料金は、別表第2の区分により、使用期間に応じて算定した基本料金と水量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。

(料金の徴収方法)

第5条 料金の徴収は、備前市水道事業給水条例第36条の規定を準用する。

(手数料)

第6条 給水装置の使用の開始に係る手数料は、備前市水道事業給水条例第38条第1項第7号の規定を準用する。ただし、鴻島飲料水供給施設の利用者で市内に住所を有しないものから徴収する手数料は、1件当たり7,500円とする。

(給水業務に関する規定の準用)

第7条 この条例に定めるもののほか給水についての必要な事項は、備前市水道事業給水条例の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「水道事業管理者」又は「管理者」と

あるのは「市長」と読み替えるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の吉永町簡易水道使用条例(昭和40年吉永町条例第13号)又は合併前の日生町飲料水供給施設給水条例(昭和53年日生町条例第8号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった料金、手数料又は負担金の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。

4 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成19年10月1日条例第38号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定のうち第31条の規定を準用する部分及び別表第2の改正規定は、平成20年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の備前市飲料水供給施設給水条例第4条の規定のうち第31条の規定を準用する部分は、平成20年3月の定例日におけるメーターの点検(やむを得ない理由により、定例日に替えて、定例日以外の日に行う点検を含む。以下「3月点検」という。)の後に行う点検に基づき徴収すべき料金について適用し、3月点検以前の点検に基づき徴収すべき料金については、なお従前の例による。

附 則(平成25年12月20日条例第43号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 備前市水道事業給水条例、備前市飲料水供給施設給水条例又は備前市簡易給水施設設置及び給水に関する条例に係る料金であって、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前か

ら継続しているもので、施行日以後の最初の検針により確定する料金については、なお従前の例による。

附 則(令和元年6月28日条例第42号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 備前市水道事業給水条例、備前市飲料水供給施設給水条例又は備前市簡易給水施設設置及び給水に関する条例に係る料金であって、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続しているもので、施行日以後の最初の検針により確定する料金については、なお従前の例による。

別表第1(第3条関係)

- (1) 本市に住所を有する者

備前市水道事業給水条例第12条の規定を準用する。

- (2) 本市に住所を有しない者

口径	新設負担金	配水管分岐負担金	開発分岐負担金
13mm	100,000円	200,000円	200,000円
20mm	200,000円	300,000円	300,000円
25mm	400,000円	500,000円	500,000円
40mm	1,500,000円	1,600,000円	1,600,000円
50mm	2,500,000円	2,600,000円	2,600,000円
75mm	6,000,000円	—	—
100mm	12,000,000円	—	—
150mm	24,000,000円	—	—

別表第2(第4条関係)

専用 給水 装置	メーター口径	基本料金(1月につき)		水量料金	
		基本水量	料金	第1段	第2段
	13mm	8m <sup>3</sup>	2,100円	8m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> までの	50m <sup>3</sup> を超える水量1m <sup>3</sup>
	20mm	8m <sup>3</sup>	2,600円	水量1m <sup>3</sup> につき350円	につき370円
	25mm	8m <sup>3</sup>	3,270円		
	40mm	—	13,250円	1m <sup>3</sup> から100m <sup>3</sup> までの	100m <sup>3</sup> を超える水量
	50mm	—	23,420円	水量1m <sup>3</sup> につき350円	1m <sup>3</sup> につき370円

	75mm	—	36,720円	
	100mm	—	82,250円	
	150mm	—	238,950円	
消火栓	消火栓本来の目的以外に使用する場合は、1箇所10分以内ごとに2,600円とする。			